

埼玉県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県生活基盤施設耐震化等補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において、生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱第6第1項に定める事業に充てるため、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地方公共団体等が行う水道施設の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領（以下「要領」という。）第1各項に規定するものとする。

(補助対象)

第4条 この補助金の交付の対象は、次の各号に定めるところによる。

(1) 補助対象事業者

要領第2第1項に規定する要件に該当する事業者とする。

(2) 補助対象事業

要領第3第1項に該当する事業とする。

(3) 補助対象施設

要領第4に該当する施設とする。

(補助額の算定方法)

第5条 補助額の算定は、要領第7第1項で定める算定方法によるものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業計画の変更

ア 補助金の交付の対象となった補助対象事業の計画変更について、次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア) 事業の内容の変更であって、主要な構造物（取水施設、貯水施設、浄水施設等の施設（管きよを除く。）をいう。）について、次の事項を変更しようとする場合

- a 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの
- b 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの
- c 規模の変更で補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの

(イ) 管きよ（構造物の附帯設備である管きよを除く。）にあつては、導水管、送水管又は配水管ごとにそれぞれの施工延長の30%以上の増減が生じた場合

(ウ) 事業に要する経費の配分変更であつて、次の事項を変更しようとする場合

- a 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場合
- b 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流用する場合はいずれかの額の20%を超える変更をしようとする場合

イ アにより承認を受けようとするときは、別紙様式1により事業計画変更承認申請書又は経費の配分変更承認申請書を作成し、変更の理由書を添付して知事に提出するものとする。

(2) 工期の変更等

次に掲げる場合に該当するときは、速やかに別紙様式2により知事に報告してその指示を受けなければならない。なお、アの場合は当該年度の2月10日までに報告しなければならない。ただし、翌年度に繰り越した事業は、アの場合、若しくは(1)の事業計画の変更があつた場合に限る。

ア 補助対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又はその遂行が困難となつた場合

イ 補助対象事業が、当該補助金の交付の決定の内容となつた補助対象事業費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより補助金の一部が不用となる場合

ウ 補助対象事業が災害を受けた場合

エ 工事しゅん工期日が30日以上遅延する場合

(3) 事業の中止又は廃止

補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別紙様式2による報告書に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付してこれを知事に速やかに提出し、その承認を受けなければならない。

(4) 状況報告

知事は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(5) 財産処分の制限

ア 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

イ 規則第 19 条第 2 号に規定する財産は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上のものとする。

ウ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

エ アに定める期間の前に財産処分を行う場合は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成 20 年 4 月 17 日健発第 0417001 号）に準拠して、知事に対し申請手続を行うものとする。

(6) 財産の管理及び運営

補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 事業の経理

補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管に当たっては、次によらなければならない。

（補助事業者が地方公共団体の場合）

補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 3 による調書を作成するとともに、補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを補助金の額の確定の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（補助事業者が地方公共団体以外の場合）

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（申請手続）

第 7 条 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 規則第 4 条第 1 項に規定する様式は、別紙様式 1 のとおりとし、補助対象事業者は、別に通知する日までに知事に対してこれを 1 部提出するものとする。

(2) 補助対象事業者は、(1)の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(3) 規則第4条第2項に規定する書類の添付は要しない。

（変更申請手続）

第8条 この補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更して追加交付（一部取消）申請等を行う場合には、変更理由書を添付して、第7条に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

（交付決定の通知）

第9条 規則第7条の補助金交付決定通知書の様式は、別紙様式4のとおりとする。

（補助金の概算払）

第10条 知事は、必要があると認めた場合においては、概算払をすることができる。

（実績報告）

第11条 当該年度の事業が完了したときは、別紙様式5による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第6条(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月3日のいずれか早い日までに、知事に対してこれを1部提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月3日までに、別紙様式6による年度終了実績報告書を知事に1部提出するものとする。

2 補助対象事業者は、第7条(2)ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

（交付額確定の通知）

第12条 規則第14条の補助金交付額確定通知書の様式は、別紙様式第7のとおりとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第13条 補助事業者は、第7条(2)ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合も含む。)は、その金額(第11条第2項の規定により減額した場合は、その金額が、減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式8により速やかに、遅くとも交付対象事業完了日の属する年度の翌々年度6月23日までに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を命ずる。

(附則)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。